

# 私たちの身近にある人権問題について学んでみましょう

2・3面では、私たちの周りに存在する様々な人権問題について取り上げるとともに、人権問題の身近な相談役である「人権擁護委員」などについて、ご紹介します。  
【問合せ】人権同和・男女共同参画課人権同和担当 ☎5608 - 6322

## 考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

### 部落差別（同和問題）をなくそう

部落差別（同和問題）は、かつての身分制度や歴史的・社会的に形成された差別意識に基づく、日本固有の人権問題です。

現在でも、「結婚や就職で差別をする」、「公共施設などへの差別的な落書きや張り紙をする」、「インター

ネット上で差別的な言葉を書き込む」といった行為が後を絶ちません。このような差別をなくすためには、私たち一人ひとりが、この問題への理解を深め、差別をしたり、見逃したりすることがないように行動していく必要があります。

### 子どもの人権を守ろう

子どもの保護者による身体的・心理的・性的虐待や、育児放棄（ネグレクト）など、子どもが被害者となる痛ましい事件が数多く報道されています。これらは、子どもの健全な発達を妨げる重大な人権侵害です。

こうした人権侵害を防止し、子ど

もが一人の人間として尊重され、健やかに成長していくためには、社会全体で保護し、守っていくことが大切です。



### 高齢者を大切にすることを育てよう

日本の高齢化率は、21%を超え、「超高齢社会」を迎えた平成19年以降も、年々高まっています。こうした中、豊かな知識と経験を活用して仕事に就きたい高齢者への就職差別や、自宅や施設等で介護を受けている高齢者への身体的・心理的・経済的虐待などが深刻な問題になっています。また最近では、高齢者に対する詐欺商法も大変多くなってきました。

高齢者がいきいきと暮らせる社会を実現するためには、これまで社会に貢献してきた高齢者を敬い、感謝の気持ちを持って接することが重要です。



### 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう

障害のある人もない人も、同じ社会の一員として、互いに尊重し、支え合いながら生活する社会こそが本来望ましい社会の姿であるとする考え方を「ノーマライゼーション」といいます。

この考え方は、社会に浸透しつつありますが、障害のある方が車いすでのタクシーへの乗車を拒否された

りなど、障害者に対する偏見や差別の問題は今も残っています。「ノーマライゼーション」に基づく社会を実現するためには、適切な整備によって制度や建物等の障壁（バリア）をなくすこと（フリー）だけでなく、一人ひとりが心の中のバリアをなくすことも大切です。

### インターネットを悪用した人権侵害をやめよう

インターネットの普及により、私たちは簡単に多くの情報を手に入れることができるようになりました。

その一方で、匿名性や情報発信の容易さから、他人への誹謗中傷や、差別を助長するおそれのある表現での書き込みなどがインターネット上

で見受けられます。

このような人権侵害を防ぎ、インターネットを安全に楽しむためには、その中に潜む危険性を十分に認識し、モラルやルールを守った正しい利用を心掛ける必要があります。

### 外国人の人権を尊重しよう

外国人に対する就職差別や、アパートなどへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が後を絶ちません。

これは、外国人の言語・宗教・生活習慣の違いに対する私たちの認識不足から起こるものです。一人ひと

りが外国人のもつ文化や多様性を受け入れ、「その人自身」を知ることで、「みんなが暮らしやすい 多文化共生のまち」をつくっていきましょう。



### 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者とその家族は、犯罪そのものの直接的な被害のほかに、興味本位のうわさや、心ない中傷などの二次的な被害を受けることがあります。

誰でも犯罪被害者になる可能性が

あるため、犯罪被害者やその家族の権利を守るということは、自分自身が幸福に生きる権利を守ることにもつながります。犯罪被害者やその家族の立場で心情を理解し、接することが大切です。

### HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう

HIV 感染やエイズ、ハンセン病等に対する正しい知識や理解の不足から、日常生活、職場、医療現場等、社会生活の様々な場面で、差別やブ

ライバシーの侵害などの人権問題が起きています。病気や感染症に対する正しい知識を持ち、差別や偏見をなくすことが必要です。

## 一人で悩まないで「人権擁護委員」に相談を

差別や不当な扱いをされて困ったとき、相談相手になっていただける「人権擁護委員」。人権擁護に深い理解のある方として区市町村長の推薦を受け、法務大臣から委嘱された方々がボランティアで活動しています。

区では、12人の人権擁護委員が人権に関する様々な活動をされています。今回は、阿部博道さんと磯貝 世津子さんの2人に人権擁護委員の役割・相談業務内容などをお伺いしました。



阿部博道さん (人権擁護委員 21年目)



磯貝 世津子さん (人権擁護委員 5年目)



### 人権擁護委員の役割を教えてください

私たち人権擁護委員の役割は、3つあります。

1つ目は、皆さんからの「相談を受けること」です。法務局で毎日開設されている「常設相談所」での相談業務のほかに、墨田区では月・水・金曜日に区役所1階の区民相談室で行っている「法律・人権相談」で相談を受けています。

2つ目は、「啓発活動」です。6月1日の人権擁護委員の日に、区内の高齢者支援総合センターで講話を行ったり、人権週間(社会福祉会館)で啓発活動を行ったりしています。また、毎年1回、人権啓発の取組として様々な催しを行っていて、今年は「震災と人権」をテーマに講演会を開催しました。

そして、3つ目は、「調査・救済」です。人権侵害の問題はとてもデリケートで複雑な問題がからむので、私たちが直接介入するのではなく、東京法務局と協力して行っています。

### 相談業務の内容などについて教えてください

墨田区では、「法律・人権相談」という形で相談業務を行っています。最初から人権相談に来る方は少ないのですが、法律相談に来た高齢者の相談に人権問題が含まれていることや、悩みごとの相談から人権問題につながることもあります。

また、直接相談に来られず、電話もかけにくい子どもたちに配慮し、「子どもの人権 SOS ミニレター」でも相談を受け付けています。これは、小

中学校に配布している専用の用紙に子どもが悩みごとを書いて、投かんしてもらい、最寄りの法務局の職員や人権擁護委員が返事を書くというものです。この方法だと相談しやすいためか、多くのミニレターが寄せられています。

人権の問題は難しいことが多いので、相談しにくかったり、自分にはあまり関係ないと思ったりしている方も多いと思います。でも、小さな悩みや、少しでも困ったことがあれば、とにかく気軽に相談してください。きつと解決に向けて私たちが力になれると思います。

まずは、人権擁護委員について皆さんに知っていただきたいです。そのためにいろいろなことに関わって、どんどん地域に出て行きたいと思っています。



### 人権に関する相談のご案内

#### ■法律・人権相談

【相談日時】毎週月・水・金曜日の▶午前10時～11時半 ▶午後1時～4時 \*1回30分 【ところ】すみだ区民相談室(区役所1階) 【費用】無料 【申込み】相談当日の午前9時から電話で、すみだ区民相談室 ☎5608 - 1616へ予約が必要

#### ■法務局での人権相談(電話相談)

▶常設相談(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570 - 003 - 110 \*面接による相談もあり

▶子どもの人権 110番 ☎0120 - 007 - 110

▶女性の人権ホットライン ☎0570 - 070 - 810

【受付日時】平日午前8時半～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

## 人権問題に取り組む区施設をご紹介します

### ●社会福祉会館(東墨田2-7-1)

社会福祉会館は、同和問題の解消や地域住民の福祉向上をめざして昭和49年に開館し、人権に関する相談や12月の人権週間講演会等の啓発事業を実施しています。また、親子で参加する「子育て支援事業」や、「こどもえんにち」などの児童向けイベントのほか、「バドミントンクラブ」などの成人向け事業、「歌謡教室」といった高齢者向け事業も実施しています。その他に、ホールなどの有

料貸出施設、体育室や高齢者向け娯楽室などの無料利用施設もあります。



### ●すみだ女性センター(押上2-12-7-111)

すみだ女性センターは、男女共同参画社会の実現に向け、様々な取組を行っています。平成2年の開館以来、「すずかけ」の愛称で親しまれ、男女共同参画に関する意識啓発や、情報資料の提供、講演会・講座などを実施しています。また、自主活動のための会場の貸出しや、男女共同参画推進啓発誌「すずかけ」の発行などの委員会活動、専門のカウンセラー

による「女性のためのカウンセリング&DV(配偶者等からの暴力)相談」も行っていきます。



☎=電話 ☎=ファクス ☒=Eメール 🌐=ホームページアドレス